

番号	乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)						経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)			備考		
	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地		氏名又は名称	権原の種類
1	南郷留高士河 口湖町西瀬字波 頭次	1 4 1 0	203	1 4 1 0	山林	0.0099	スギ	30				
2	南郷留高士河 山湖町西瀬字本 沢	1 5 4 9	203	1 5 4 9	山林	0.0307	スギ アカマツ	30				
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												

この計画に同意する。
 権利の設定を受ける市町村 (乙)
 南郷留高士河 山湖町西瀬字本 沢
 権利を設定する森林の森林所有者 (甲)
 南郷留高士河 山湖町西瀬字本 沢
 住所 (同上) 富士河口湖町長 渡辺英之
 住所 (同上)

印

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
 (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定められた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を () 書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付することとし、備考欄にその旨を記載すること。
 (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は () 書きで下段に2段書きにすること。
 (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

R7 第01号 位置図



背景: 国土地理院 標準地図
<http://maps.gis.jp/development/ichiran.html>

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)			
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	備考
1	南高部郡富士河口湖町西端字井利	884	204	884	山林	0.2249	スギ	50					
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村 (乙)

権利を設定する森林の森林所有者 (甲)

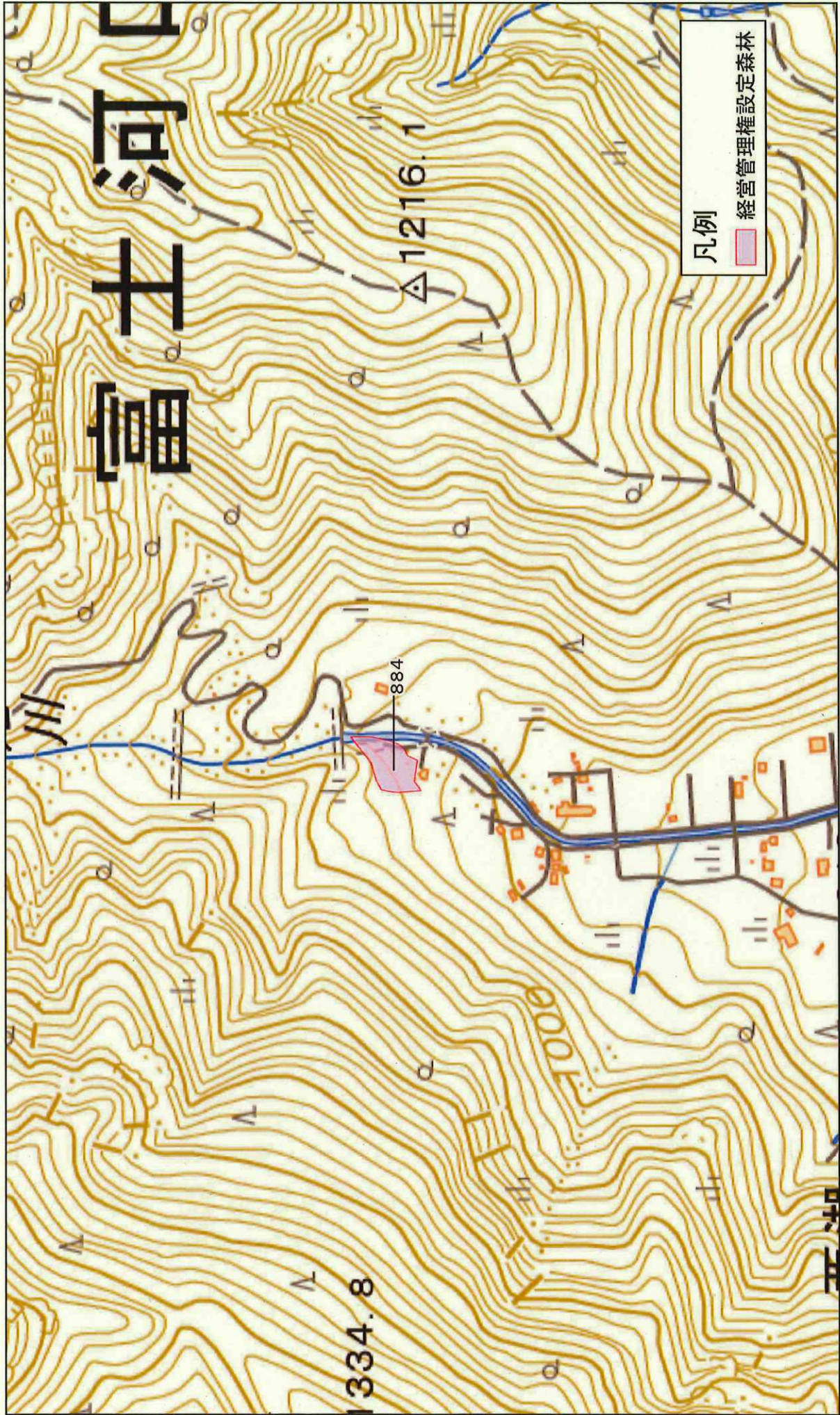
住 所 (同上) 富士河口湖町長 渡辺英之

住 所 (同上)

印

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別業とすること。
 (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定められた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を () 書きで下段に2段書きにすこと。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付することとし、備考欄にその旨を記載すること。
 (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は () 書きで下段に2段書きにすること。
 (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

R7 第03号 位置图



番号	乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)							経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)			備考	
	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称		権原の種類
1	静岡県富士河口湖町西瀬字井利	896	204	896	山林	0.0552	スギ アカマツ	50				
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												

この計画に同意する。
権利の設定を受ける市町村 (乙)

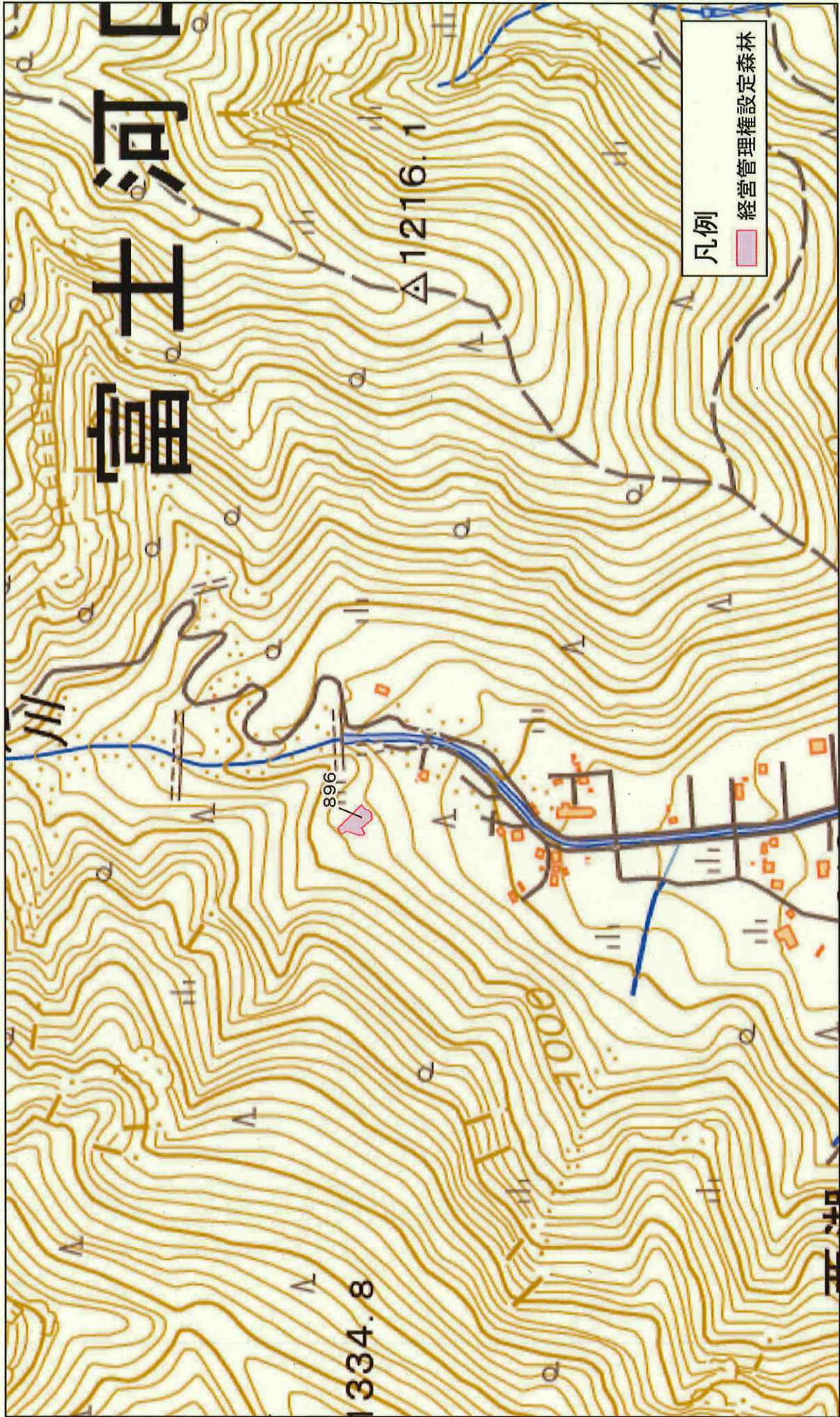
住 所 (同上) 富士河口湖町長 渡辺英之

住 所 (同上)

権利を設定する森林の森林所有者 (甲)

印

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定められた書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を () 書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の村象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付することとし、備考欄にその旨を記載すること。
(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は () 書きで下段に2段書きにすること。
(5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。



背景: 国土地理院 標準地図
<http://maps.gis.jp/development/ichiran.html>

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)			備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	静岡県富士河口湖町西湖字本伏	1495	203	1495	山林	0.0368	スギ アカマツ	30					
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村 (Z)

権利を設定する森林の森林所有者 (甲)

住 所 (同上) 富士河口湖町長 渡辺英之

住 所 (同上)

印

- (記載注意)
- この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
 - 共有者不明森林又は所有権不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定められた書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 - (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を () 書きで下段に2段書きにすることとし、林地台帳の場所を示す図面を添付することとし、備考欄にその旨を記載すること。
 - (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容に記載することとし、森林簿と異なる場合は () 書きで下段に2段書きにすること。
 - (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

R7 第06号 位置図



背景: 国土地理院 標準地図
<http://maps.gis.jp/development/ichiran.html>

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)			
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	備考
1	静岡県富士河口湖町西湖字波倉	1627-1	203	1627-1	山林	0.0033	スギ	30					
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村 (乙)

権利を設定する森林の森林所有者 (甲)

住 所 (同上) 富士河口湖町長 渡辺英之

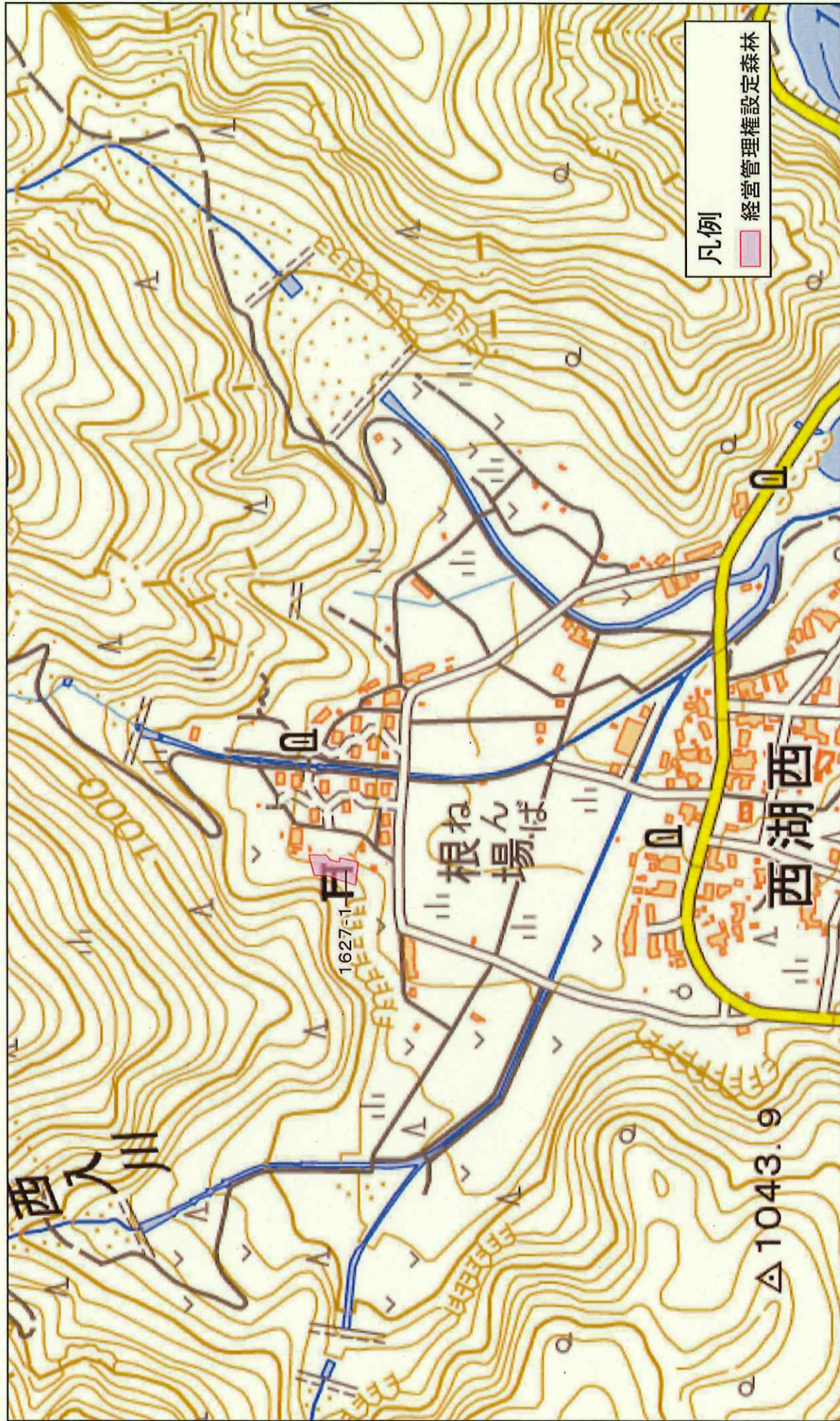
住 所 (同上)

印

(記載注意)

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定められた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を () 書きで下段に2段書きにすることとし、林地台帳の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付することとし、備考欄にその旨を記載すること。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は () 書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

R7 第07号 位置図



背景: 国土地理院 標準地図
<http://maps.gis.jp/development/ichiran.html>

經營管理權集積計畫

1 個別事項

番号	所在	經營管理權の設定を受ける市町村(乙)				經營管理權の設定を受ける森林(A)		現況樹種	現況林齢	經營管理權の存続期間(終期)(B)	經營管理権に基づいて行われる經營管理の内容(容)(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
		地番	林班	小班	地目	面積ha	經營管理權の始期							
1	南都留郡富士河口湖町西瀬字井利	882	204	882	山林	0.0796	スギカラマツ	50	2032年3月31日まで	經營管理権に基づき乙が市町村森林經營管理事業を行うものとし、乙は間伐材の搬出・販売は行わない。	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	經營管理権設定区域は別添図面のとおり。		
2	南都留郡富士河口湖町西瀬字井利	886	204	886	山林	0.0129	スギ	50		乙は、森林の公益的機能を発揮させるため、富士河口湖町森林整備計画に基づき、存続期間中に次の施業を1回実施する。 ・スギ、ヒノキ、カラマツ人工林：間伐 ・獣害被害が著しい場合、立木への獣害防止用資材の設置 間伐は林分・林地の状態を把握したうえで、生物多様性及び山腹崩壊等の災害リスクに考慮し、実施するものとする。 また、気象害及び病虫害の確認のため、存続期間中に年1回以上は、目視による巡視を行う。 經營管理実施権の設定は行わない。	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	經營管理権設定区域は別添図面のとおり。		
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														

(所在地)
山梨県南都留郡富士河口湖町船津1700番地
(住所又は所在地)

(名称)
富士河口湖町長 渡辺英之
(氏名又は名称)

經營管理權の設定を受ける市町村(乙)
經營管理權を設定する森林の森林所有者(甲)

整番
R7
第09号

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)			備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	南都留郡富士河口湖町西瀬字井利	882	204	882	山林	0.0796	スギ カラマツ	50					
2	南都留郡富士河口湖町西瀬字井利	886	204	886	山林	0.0129	スギ	50					
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													

この計画に同意する。
権利の設定を受ける市町村 (Z)

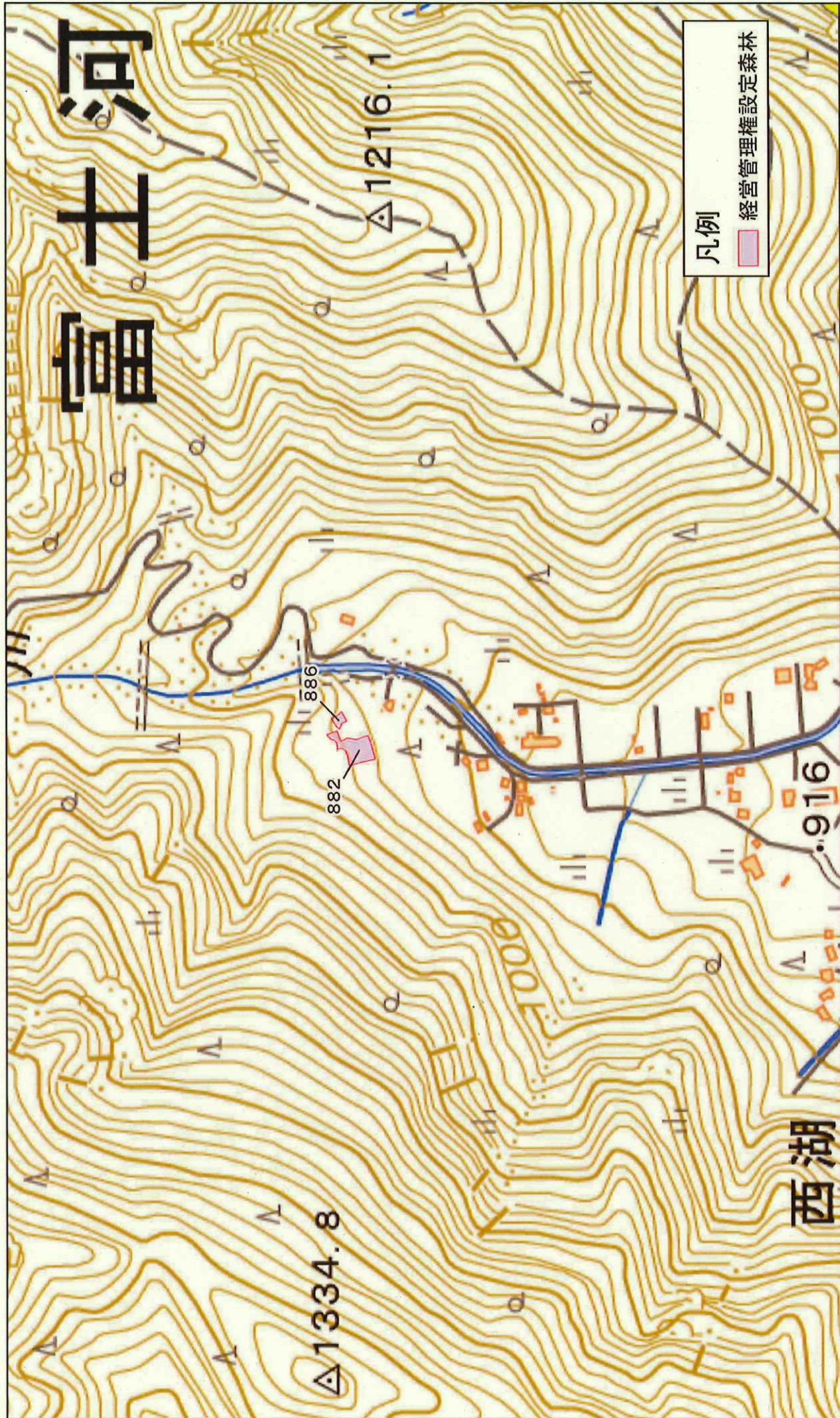
住 所 (同上) 富士河口湖町長 渡辺英之

権利を設定する森林の森林所有者 (甲)

住 所 (同上)

印

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別業とすること。
(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定められた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を () 書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付することとし、備考欄にその旨を記載すること。
(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は () 書きで下段に2段書きにすること。
(5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。



背景: 国土地理院 標準地図
<http://maps.gis.jp/development/ichiran.html>

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)			備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	南都留郡富士河口湖町西嶺字山陰	1856-1	204	1856-1	原野	0.0052	スギ カラマツ	30					
2	南都留郡富士河口湖町西嶺字山陰	1856-3	204	1856-3	原野	0.0090	スギ カラマツ	30					
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													

この計画に同意する。
権利の設定を受ける市町村 (Z)

住 所 (同上) 富士河口湖町長 渡辺英之

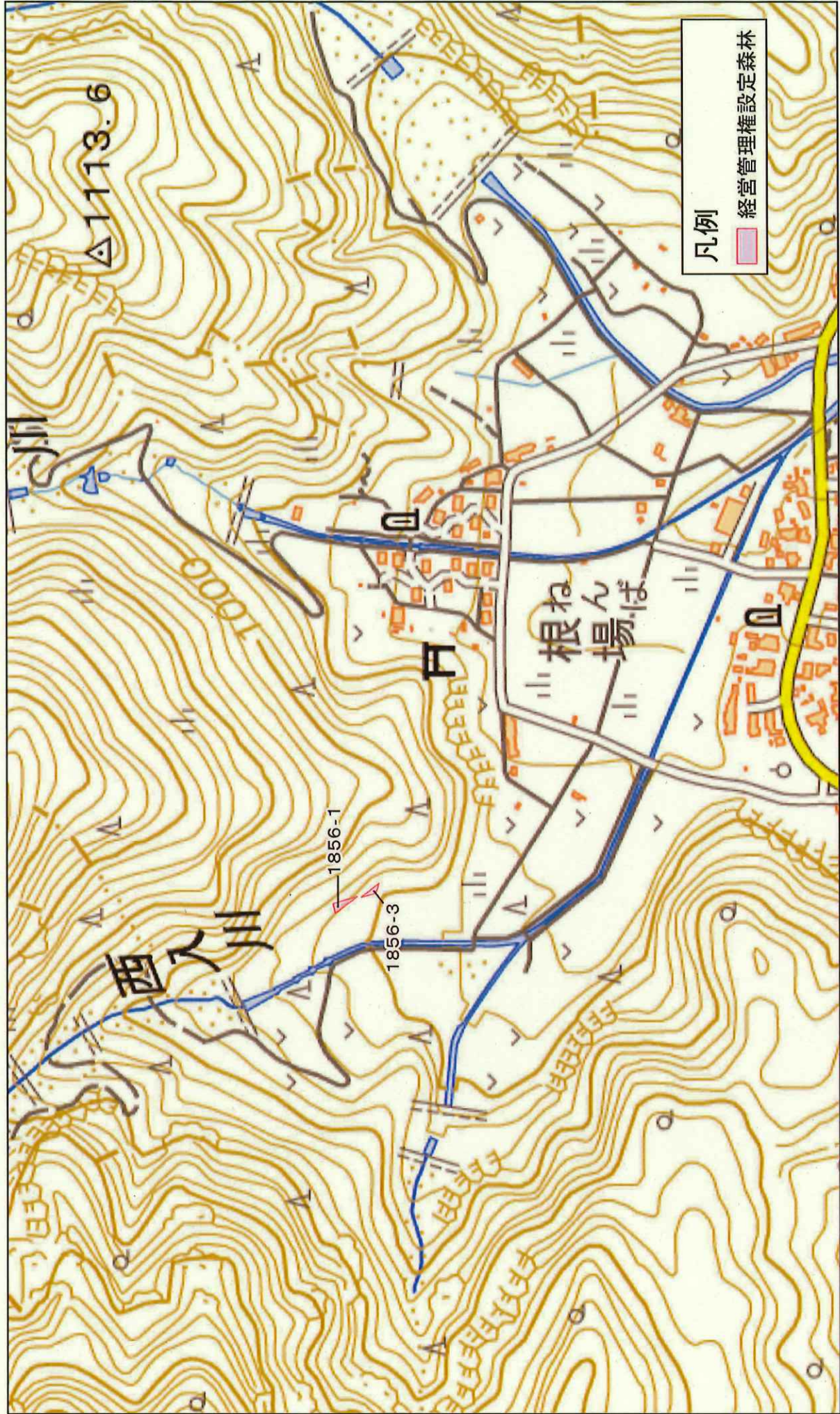
住 所 (同上)

権利を設定する森林の森林所有者 (甲)

印

- (記載注意)
- この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別業とすること。
 - 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定める場合は、特例手続により定めることとする。
 - (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実面積を () 書きで下段に2段書きを示す。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部については経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付することとし、備考欄にその旨を記載すること。
 - (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は () 書きで下段に2段書きにすること。
 - (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

R7 第10号 位置図



背景: 国土地理院標準地図
<http://maps.gis.jp/development/ichiran.html>

經營管理權集積計畫

1 個別事項

整理番号	R7 第11号	經營管理權の設定を受ける市町村(乙)		經營管理權の設定を受ける森林の森林所有者(甲)		(名称) 富士河口湖町長 渡辺英之 (氏名又は名称)		(所在地) 山梨県南都留郡富士河口湖町船津1700番地 (住所又は所在地)		備考			
		所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢				
番号	乙が經營管理權の設定を受ける森林(A)												
	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	經營管理權の存続期間(終期) (B)	經營管理權の開始期	經營管理權に基づいて行われる經營管理の内容容(C)	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
1	南都留郡富士河口湖町西湖字西ノ入	1903	202	1903	原野	0.0238	スギ	50	2032年 3月31日 まで	公告の あつた 日から	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	經營管理權設定区域は別添図面のとおり。
2	南都留郡富士河口湖町西湖字波倉	1624-1	203	1624-1	山林	0.0033	スギ	50			經營管理權に基づき乙が市町村森林經營管理事業を行うものとし、乙は間伐材の搬出・販売は行わない。	乙から甲に対し金銭の支払いは行わない。	
3											乙は、森林の公益的機能を発揮させるため、富士河口湖町森林整備計画に基づき、存続期間中に次の施業を1回実施する。 ・スギ、ヒノキ、カラマツ人工林：間伐 ・獣害被害が著しい場合、立木への獣害防止用資材の設置 間伐は林分・林地の状態を把握したうえで、生物多様性及び山腹崩壊等の災害リスクに考慮し、実施するものとする。		
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													

また、気象害及び病虫害の権認のため、存続期間中に年1回以上は、目視による巡視を行う。
經營管理実施權の設定は行わない。

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)			備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	高松県高松市河 口湖町西湖字西 ノ入	1903	202	1903	原野	0.0238	スギ	50					
2	高松県高松市河 口湖町西湖字波 倉	1624-1	203	1624-1	山林	0.0033	スギ	50					
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													

この計画に同意する。
権利の設定を受ける市町村 (乙)

住 所 (同上) 高松市河川町長 渡辺英之

権利を設定する森林の森林所有者 (甲)

住 所 (同上)

印

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定められた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を () 書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権を設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付することとし、備考欄にその旨を記載すること。
(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は () 書きで下段に2段書きにすること。
(5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

R7 第11号 位置図



經營管理權集積計畫

1 個別事項

整理番号	R7第12号	經營管理權の設定を受ける市町村(乙)		經營管理權の設定を受ける森林所有者(甲)		經營管理權の設定を受ける森林(A)										備考
		(所在地)		(名称)		地番	林班	小班	地目	面積ha	現況樹種	現況林齢	經營管理權の存続期間(終期)(B)	經營管理權に基づいて行われる經營管理の内容容(C)	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	
		(所在地)		(氏名又は名称)												
1		南都留郡富士河口湖町西瀬字渡頭沢	山梨県南都留郡富士河口湖町船津1700番地	富士河口湖町長 渡辺英之	氏名又は名称	1393	203	1393	山林	0.1123	スギ ヒノキ	30	2032年3月31日まで	經營管理權に基づいて行われる經營管理の内容容(C) 乙は、森林の公益的機能を発揮させるため、富士河口湖町森林整備計画に基づき、存続期間中に次の施策を回実施する。 ・スギ、ヒノキ、カラマツ人工林：間伐 ・獣害被害が著しい場合、立木への獣害防止用資材の設置 間伐は林分・林地の状態を把握したうえで、生物多様性及び山麓崩壊等の災害リスクに考慮し、実施するものとする。	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法 乙から甲に対し、經營管理費として金銭の支払いが行われない。	
2		南都留郡富士河口湖町西瀬字渡頭沢				1401	203	1401	山林	0.0694	スギ ヒノキ アケマツ	30				
3		南都留郡富士河口湖町西瀬字渡頭沢				1402	203	1402	山林	0.0694	ヒノキ	30				
4		南都留郡富士河口湖町西瀬字渡頭沢				1406	203	1406	山林	0.0429	スギ ヒノキ	30				
5																
6																
7																
8																
9																
10																

また、気象害及び病虫害の確認のため、存続期間中に年1回以上は、目視による監視を行う。
經營管理実施權の設定は行われない。

乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者(E)			
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	備考
1	静岡県富士川 白湖町西瀬字渡 頭表	1393	203	1393	山林	0.1123	スギ ヒノキ	30					
2	静岡県富士川 白湖町西瀬字渡 頭表	1401	203	1401	山林	0.0694	スギ ヒノキ アカマツ	30					
3	静岡県富士川 白湖町西瀬字渡 頭表	1402	203	1402	山林	0.0694	ヒノキ	30					
4	静岡県富士川 白湖町西瀬字渡 頭表	1406	203	1406	山林	0.0429	スギ ヒノキ	30					
5													
6													
7													
8													
9													
10													

この計画に同意する。
権利の設定を受ける市町村(乙)

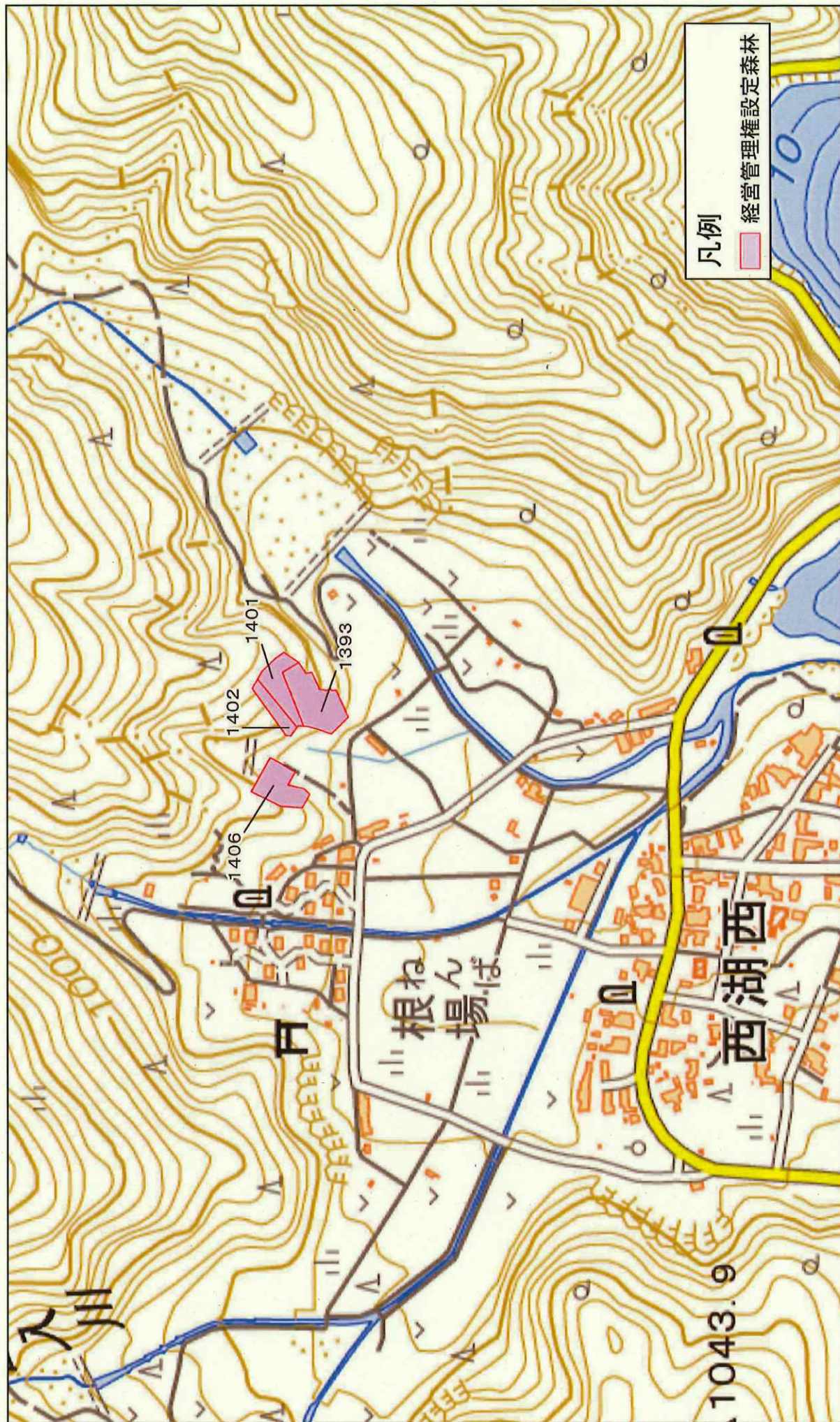
住 所(同上) 富士河口湖町長 渡辺英之
住 所(同上)



権利を設定する森林の森林所有者(甲)

- (記載注意)
- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
 - (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、住所が記載された書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 - (3) (A)欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記録された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を()書きで下段に2段階に記載することとし、(B)欄の「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段階に記載すること。
 - (4) (A)欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段階に記載すること。
 - (5) (B)欄は、「〇年」又は「〇〇年〇月〇〇日まで」と記載すること。

R7 第12号 位置図



背景: 国土地理院 標準地図
<http://maps.gis.jp/development/ichiran.html>

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)			備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	南都留郡富士河口湖町西湖字大沼原	1182	203	1182	山林	0.0580	スギ	30					
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													

この計画に同意する。
 権利の設定を受ける市町村 (乙)

住 所 (同上) 富士河口湖町長 渡辺英之

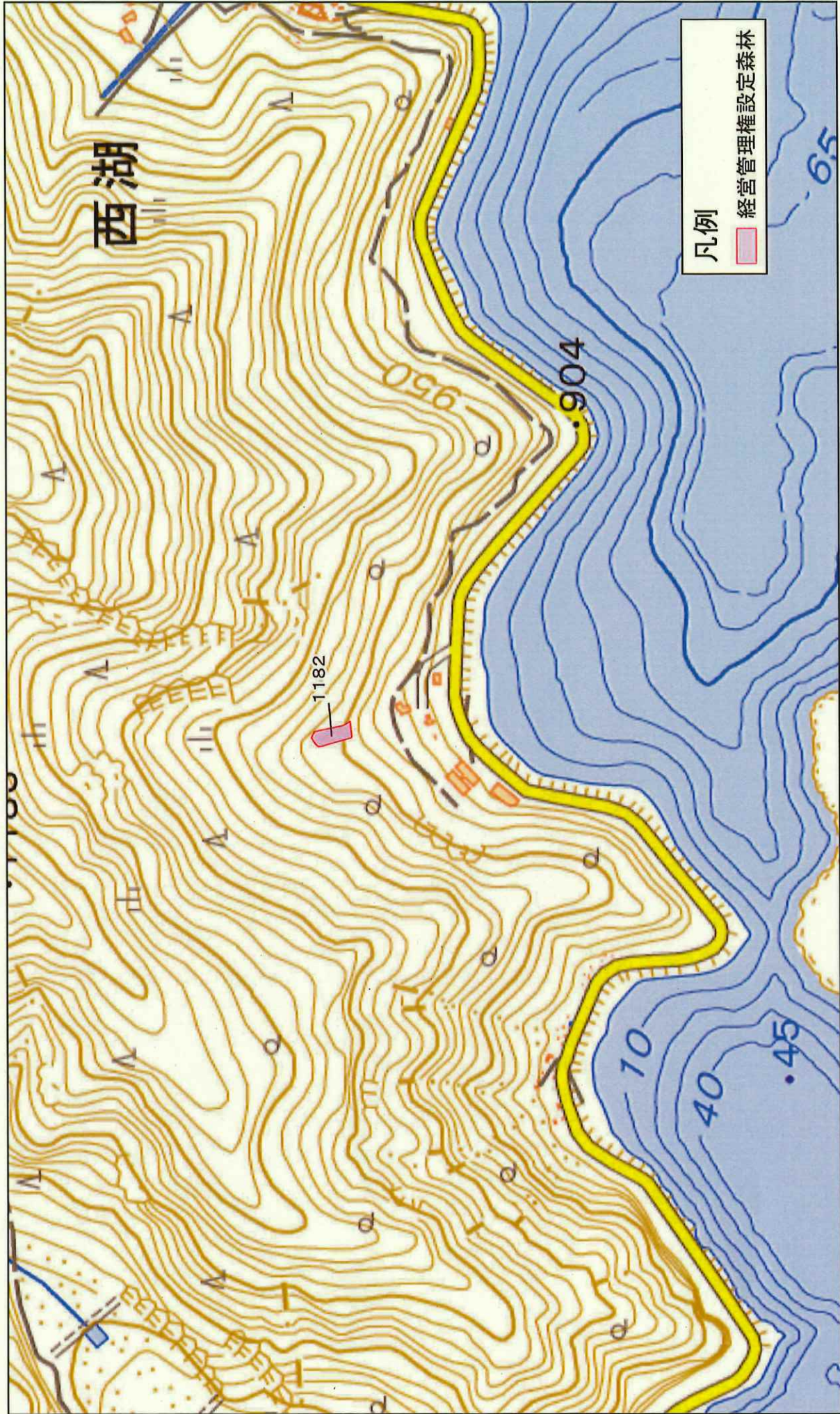
住 所 (同上)

権利を設定する森林の森林所有者 (甲)

印

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別業とすること。
 (2) 共有者不明森林又は所有不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 (3) (A)欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を () 書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付することとし、備考欄にその旨を記載すること。
 (4) (A)欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は () 書きで下段に2段書きにすること。
 (5) (B)欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

R7 第13号 位置図



背景: 国土地理院 標準地図
<http://maps.gis.jp/development/ichiran.html>

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)			
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	留意印	備考
1	南都留郡富士河口湖町西湖字本沢	1600	203	1600	山林	0.0991	スギ ヒノキ	30					
2	南都留郡富士河口湖町西湖字金部	1978	202	1978	山林	0.0495	スギ ヒノキ	40					
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													

この計画に同意する。
権利の設定を受ける市町村 (乙)

住 所 (同上) 富士河口湖町長 渡辺英之

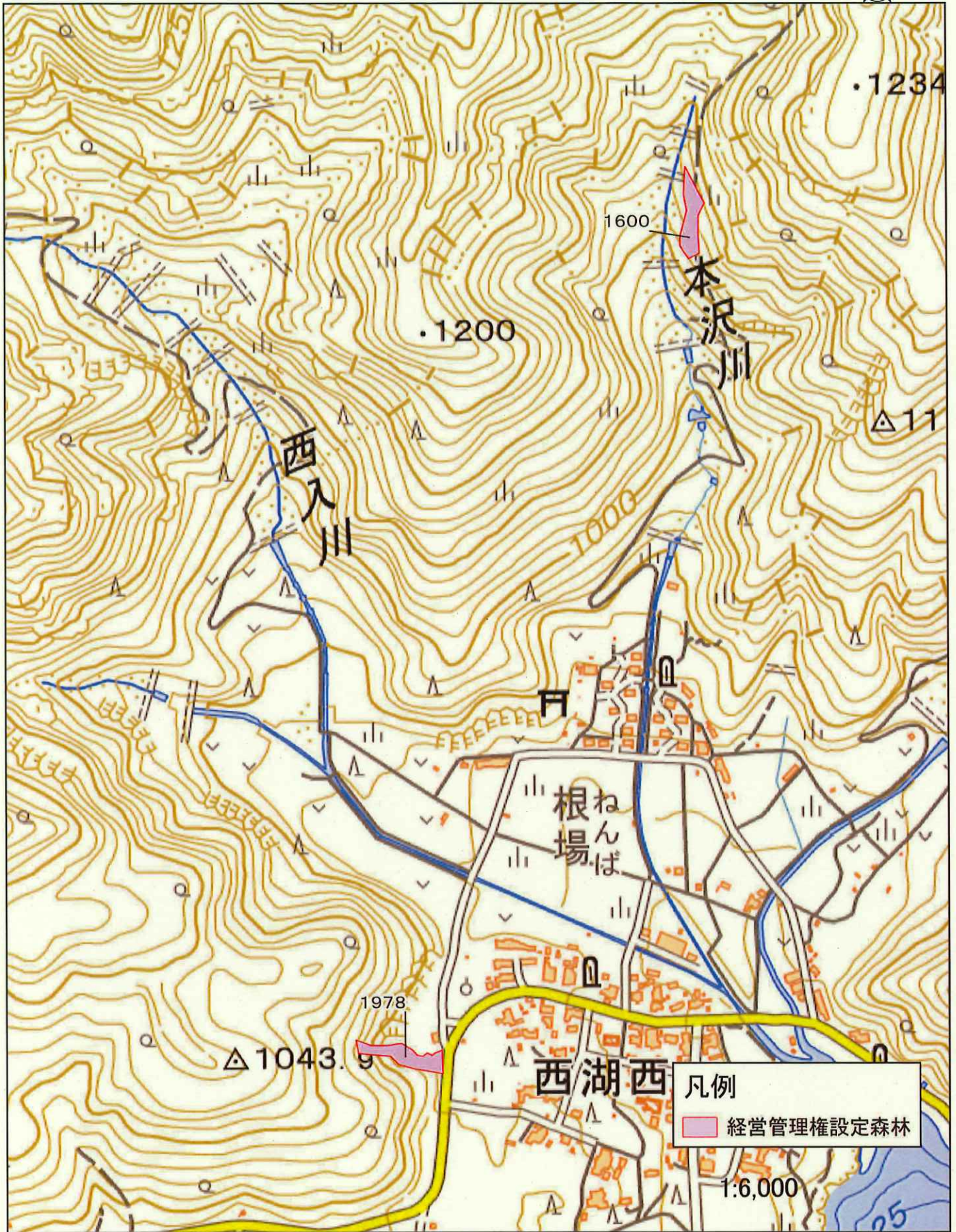
権利を設定する森林の森林所有者 (甲)

住 所 (同上)

印

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別業とすこと。
(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定められた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を () 書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付することとし、備考欄にその旨を記載すること。
(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は () 書きで下段に2段書きにすること。
(5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

R7 第14号 位置图



2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより「保育」を実施すること。

(2) 受託者の義務

乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、（1）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入りさせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、（1）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認められる場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 甲への通知

乙は、当該森林について伐採等に要した経費等に係る明細書を、甲に対して通知するものとする。

(9) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、（1）に掲げる事項を実施する予定の森林について（1）に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき

② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき

③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(10) 損害の賠償

① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。

② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

- (11) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法
経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。
- (12) 甲の通知及び届出
- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
 - ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。
- (13) その他
この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。